

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月7日（平成28年（行情）諮問第8号）

答申日：平成28年6月24日（平成28年度（行情）答申第153号）

事件名：「平成26年度研究年報について（報告）」の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸自研究本部の「研究年報」で2014.9.26一本本B848で特定された以降に作成されたものの全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）（かがみ，別紙，別冊の表紙，略語一覧，目次及び1ページのみ）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年9月17日付け防官文第14387号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）」を特定し、法11条を適用して開示期限等の期限を延長した上で、法9条1項の規定に基づき、まず、本件対象文書について、平成27年9月17日付け防官文第14387号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

なお、本件請求文書中の「2014.9.26-本本B848」とは、平成26年9月26日付けで受理した別件開示請求の受付番号である。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）がいわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したものであり、当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記2のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写に

は欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複製の交付も行われていない。

- (4) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した1回目の決定により、当該文書のかがみ、別紙、別冊の表紙、略語一覧、目次及び1ページのみ（本件対象文書）について開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、研究開発に関する達（平成13年陸上自衛隊達第100-1号）21条に基づき、陸上自衛隊が行った各種の研究成果について年度の研究成果をまとめたものであり、研究本部の担当者が文書作成ソフトを使用して原稿を作成している。

イ 本件対象文書の発簡後、当該文書の編集の必要がないこと、誤操作による誤編集を防止する観点から当該文書をPDFファイル形式に変換した上、文書作成ソフトにより作成した上記アの原稿は廃棄し、PDFファイル形式により保存している。

- (2) そこで検討すると、本件対象文書については、その作成方法等に照らすと、PDFファイル形式のみで保有しているとする諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえない。

- (3) したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当

する文書（PDFファイル以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子